

道路境界確定協議立会申請 申請書および説明チェックリスト

説明事項:申請時に必要なもの

チェック欄	項目	注意事項
<input type="checkbox"/>	申請書	申請者欄⇒申請地(道路隣接地)所有者を記入 代理人(土地家屋調査士)は連絡方法欄に記入してください
<input type="checkbox"/>	委任状	記名・押印してください なお、申請者が個人の場合は、自署可(印字不可)
<input type="checkbox"/>	代表者事項証明書 ※1 (申請者が法人の場合)	法人の『全部事項証明書』でも可、 (申請書記載の申請者が代表権を有するかの確認書類)
<input type="checkbox"/>	相続関係書類 ※1 (必要に応じて)	相続関係図、戸籍謄本、附票等を添付 (申請人に相続権があるかの有無の確認書類)
<input type="checkbox"/>	住所異動関係書類 ※1 (必要に応じて)	住民票、附票等を添付 (申請人住所地の確認書類)
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 ※2	申請地の登記事項証明書 (なお、インターネットから取得する場合、土地家屋調査士による原本証明を付してください)
<input type="checkbox"/>	公図写 ※1	写しの原図を添付してください (複数切れ図の場合、合わせ公図のみの添付は不可) (複写物の場合、土地家屋調査士による原本証明を付してください)
<input type="checkbox"/>	案内図(位置図)	申請地の特定が容易に行えるものであること
<input type="checkbox"/>	地積測量図	向こう三軒両隣及びその間にある有地番の公共用地
<input type="checkbox"/>	関係土地所有者一覧表	向こう三軒両隣及びその間にある有地番の公共用地 (様式の定めなし、所有者の住所は登記簿のとおり)
<input type="checkbox"/>	確定済道路境界確定図(写)	隣接地の確定経緯について、申請者(代理人)がその内容について調査済であるかを確認するため

説明事項:打ち合わせまでに必要なもの

<input type="checkbox"/>	現況測量図	申請時に添付なくても、可 ただし、現況測量図を基に現地調査を行うため、速やかな提出をお願いします。 ・地番、縮尺、方位、現況幅員等を記載したもの (既存境界標等の点間距離及び座標データもあると望ましい)
<input type="checkbox"/>	その他資料	紙公図等、必要に応じて

◎申請地の登記事項証明書等は発行日から3か月以内のものを添付してください。

※1 複写物の場合は以下の対応とします。

- ① 土地家屋調査士の原本証明を付すこと。
- ② 提出物が複写物で原本証明がない場合は、原本確認し複写物に原本確認印を押印すること。

※2 インターネットから取得の場合は以下の対応とします。

土地家屋調査士の原本証明を付すこと。

説明事項:立会に際し考慮すること

<input type="checkbox"/>	公図等の形状の確認	折れ点の数、方向を確認すること。 また、現況と公図に明らかな相違がある場合は事前に法務局と協議を行わせること。
<input type="checkbox"/>	道路内私有地の確認	道路内私有地が確認できる場合は路政課に報告し、立会を求めること
<input type="checkbox"/>	他所管の公有地の確認	道路以外の公有地について、各所管に申請等を行い、立会を求めること(状況に応じ、道路管理者から申請を行う必要有)
<input type="checkbox"/>	片決め防止の確認	申請地前面部分について、全て立会協議を行うこと
<input type="checkbox"/>	電柱等の確認	境界確定の結果、従前民地(未舗装部分等)と思われる箇所に、電柱等が建柱されている場合は、写真(電柱番号がわかるもの、位置がわかるもの)を撮影し、総務班に報告すること。
<input type="checkbox"/>	その他	(折れ点部分について折れの方向を確定した場合、その先での協議に支障を生じると判断される場合は、折れ点までとする。)

説明事項:立会実施後、境界標支給に必要なもの

<input type="checkbox"/>	境界同意書	記名・押印済のもの (原本で確認し、申請者(代理人)に還付)
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本や住民票等 ※ 1 (必要に応じて)	(土地所有者住所が登記と異なる場合) ・住民票、戸籍附表などにより住所の異動状況を確認する (土地所有者が死亡し、相続登記がなされていない場合) ・法定相続人全員の同意が必要 ・被相続人の出生～死亡までについて、相続関係図を作成し戸籍謄本等を添付させ、相続人の特定が確認できること。 (原本等で確認し、申請者(代理人)に還付)
<input type="checkbox"/>	確約書 (必要に応じて)	道路上に越境物(ブロック塀、門扉等)がある場合は提出を求める。 (原本確認し、申請者還付)
<input type="checkbox"/>	境界確定図(案)	境界標の種別を記載したもの

説明事項:境界標埋設後に必要なもの

<input type="checkbox"/>	境界同意書	上記に同じ (原本提出)
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本や住民票等 ※ 1 (必要に応じて)	上記に同じ
<input type="checkbox"/>	確約書 (必要に応じて)	上記に同じ (原本提出)
<input type="checkbox"/>	境界確定図(最低3枚)	3枚の内訳(確認書交付用・確定図交付用(保存用)・決裁手続用) ただし、申請者が共有持ち等で、確認書の交付が複数必要な場合等、必要に応じた所要枚数を提出してください。
<input type="checkbox"/>	写真(設置した境界標等)	境界標については、(設置が確認できるよう)遠近1枚ずつ (デジカメ撮影可)

※1 戸籍謄本等について原本還付が必要な場合は以下の対応とします。

- ① 土地家屋調査士の原本証明を付すこと。
- ② 提出物が複写物で原本証明がない場合は、原本確認し複写物に原本確認印を押印すること。